

■ この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】パンフレット表紙の代理店・扱者までご連絡ください。

■ 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



■ 万一、事故が起こった場合は

24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

ご連絡の際は、「岡山県高等学校PTA連合会の学生・こども総合保険に加入しています」という旨をお申し出ください。

保険金の請求に関するお問い合わせ 三井住友海上火災保険株式会社 関西傷害疾病第二保険金お支払いセンター
TEL 06-6229-2628 月曜日から金曜日（祝日除く） 9：00～17：00

■ 指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

■ 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808
受付時間：平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）

- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

新入生の保護者の皆さまへ

岡山県版 2025年度
生活サポートサービス付

自転車保険加入義務化対応

生徒総合補償のご案内

学生・こども総合保険 団体割引15%適用

岡山県
自転車保険
加入義務化に対応

すべてのプランに
付帯されています。

示談交渉
サービス付き

賠償責任補償での
相手との示談交渉は
保険会社にお任せください。
（国内のみ）

「スマホで」
お申込み
できます！



保険料は
別途お振込が
必要です

学校から
貸与された
タブレットの
破損等の
賠償事故を補償

住宅内保管中または一時的に
住宅外で管理している
間に限ります。

これなら
毎日が安心です

さまざまな
ケガを
24時間補償

休日や放課後のケガも
補償されます。

生徒本人のPC・
眼鏡も補償

偶然な事故に対応！
携行品に損害等が生じた
場合に補償します。

申込締切日 4月20日（日）
詳しくは17ページへ

保険期間 2025年4月23日午前0時から 2028年3月31日午後4時まで

●ご相談および事故のご連絡先

代理店・扱者 三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 岡山支店
〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル 5F Tel:086-221-2576

引受幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第二支店
〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル 4F Tel:086-225-0583

引受非幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Chubb損害保険株式会社

ご入学おめでとうございます

岡山県高等学校PTA連合会
会長 竹原 和志



お子様のご入学、おめでとうございます。

さて、県高P連では「生徒総合補償制度」をご案内しております。この制度は「学校内を含む24時間の傷害補償」や「他人へ危害を与えた場合の賠償責任補償」「扶養者の不慮の事故に備えた育英費用」等、生徒を様々な危険から守る保険制度で、平成6年度に発足し31年目になります。県高P連のスケールメリットを活かした団体割引が適用され県教育委員会からも御紹介いただいているところでございます。

高校生を取り巻く環境は多様化・複雑化してきており、万が一の場合の備えとして、この機会に是非加入をご検討くださいますようお願い申し上げます。

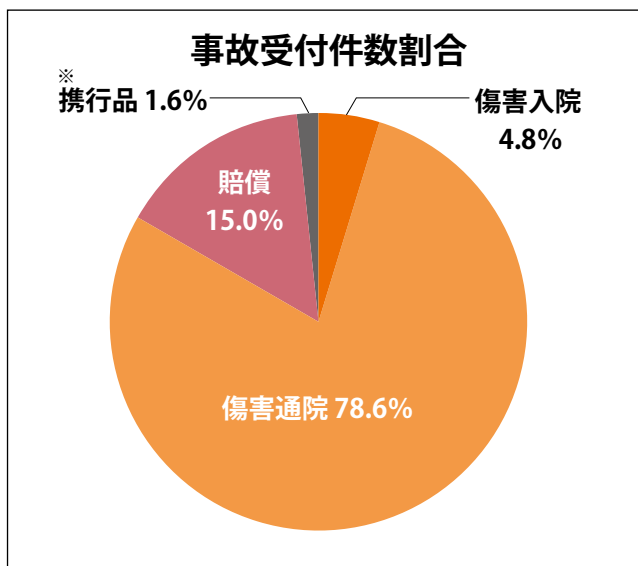
過去3年間の利用実績

過去3年間(令和3.9.1～令和6.8.31) で多くの方にご利用いただいています。

- ・3年間の事故支払件数 …………… 600件
- ・お支払いした保険金 … 18,364,111円

＜事故内容の内訳＞

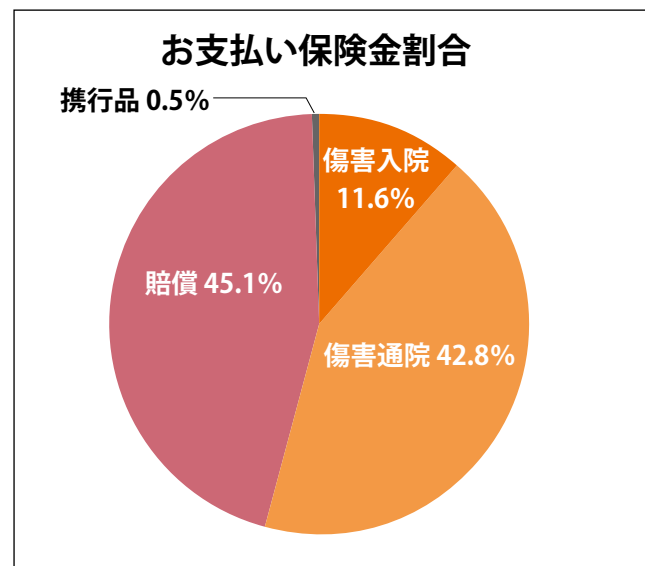
ケガによる入院、通院の受付が全体の約80%を占めています



※携行品損害補償はR6年4月始期のご契約より新たに補償を追加しております。

＜お支払い保険金の内訳＞

ケガによる入院、通院のお支払いが全体の約54%を占めています。



生徒総合補償制度の特長

こんなときにお役に立ちます。

※ご加入のプラン内容により補償される項目が異なります。

1

携行品損害補償 (日本国内・海外とも補償) (C型を除く)

外出中に盗難・破損・火災などの偶発的な事故により生徒本人の携行品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

【損害額から自己負担額(免責) 1事故3,000円】を差し引いた金額です。

※携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。また、「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。詳細は5・9ページをご確認ください。

保険金請求時には修理見積等の提出が必要です



タブレットや眼鏡
制服も補償



2

さまざまなケガなどを補償

生徒の不慮の事故によるケガなどを24時間365日補償します。

- 通学途上(自転車、徒歩、バス、電車等) のケガ
- 体育授業中やクラブ活動中のケガ
- 学校外での日常生活(ご家庭内、スポーツやレジャー中等)でのケガ
- 食中毒になったとき(国内外を問いません。)(C型を除く)

スポーツによるケガ



歩行中に自動車にはねられてのケガ



熱中症になったとき



食中毒になったとき
(C型を除く)



学校内でのケガ

3

育英費用

生徒の扶養者が事故によるケガで死亡または重度後遺障害となった場合、育英費用保険金額を一時金でお支払いします。(国内外を問いません。)

4

賠償責任

生徒およびご家族が過って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりするなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。(日本国内の事故については示談交渉サービス付)

授業中、部活動中等のいわゆる学校管理下の事故の場合、学校の管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本補償で対象となるのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。

※賠償額の決定には引受保険会社の事前の承認が必要です。

※ご家族も被保険者となります。被保険者の範囲は7ページ「契約概要のご説明」をご参照ください。

自転車事故でも高額賠償判決が出ています! 9,521万円の賠償判決

裁判事例 男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

自転車で通行人にケガをさせた



手続きは2ステップでとっても簡単!

- ①スマートフォンからお申込み
- ②所定の口座へ保険料をお振込み

ご加入セット

(S～Cの中からお選びください)

一括払保険料

制度維持費【3年分】

保険料・維持費合計一括払(ご卒業までの3年間)

携帯品損害補償

(日本国内・海外とも補償)

外出中に、盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

【損害額から自己負担額(免責金額)1事故3,000円】を差し引いた金額です。

※携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。また、「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。詳細は5・9ページをご確認ください。

保険金請求時には修理見積もり等の提出が必要です。

ケガ

入院
(180日限度)

手術

通院
(90日限度)

死亡・後遺障害

天災危険補償特約

熱中症危険補償特約

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

育英費用

生徒の扶養者が事故によるケガで死亡または重度後遺障害となった場合、育英費用保険金額を一時金でお支払いします。

賠償責任補償

学校から貸与されたタブレット等も補償
住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に限ります。

自転車で人にぶつかった等、日常生活で誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

●補償の対象となる親族の範囲は、7ページの契約概要のご説明にてご確認ください。

●すべてのタイプにおいて自己負担額(免責金額)はありません。

生徒ご本人への補償

生徒と同居の親族の両方への補償

S	A	B	C
44,700円 300円	35,700円 300円	23,700円 300円	17,700円 300円
45,000円	36,000円	24,000円	18,000円
20万円	15万円	10万円	—
4,000円	3,000円	2,000円	2,000円
●入院中の手術は、上記入院保険金日額の10倍 ●入院中以外の手術は、上記入院保険金日額の5倍			
2,500円	2,000円	1,000円	1,000円
152.7万円	140.5万円	125.6万円	102.7万円
○	○	○	—
○	○	○	○
○	○	○	—
200万円	100万円	50万円	30万円
2億円	1億円	5,000万円	5,000万円
示談交渉 サービス付き(国内のみ) 相手方との示談交渉も保険会社にお任せください。			

※この保険は岡山県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。
※前年度で加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※上記「生徒総合補償(S～C)」は職種級別A(学生等)の保険料です。学生の方が職業に就かれている場合は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

スマホでのお申込み・お支払いは18ページへ 04

※印を付した用語については、15・16ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

傷 害 保 険 金	保 険 金 の 種 類	保 険 金 を お 支 払 い す る 場 合	保 険 金 の お 支 払 額		保 険 金 を お 支 払 い し な い 主 な 場 合
	死 亡 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	【死亡・後遺障害保険金額の全額】 (注1) 死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額た額をお支払いします。保険期間が1年を超える保険契約においては、そのた事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	います。 から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引い 事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に発生し は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺	● 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的 他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 （細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットする場合はお支払対象となります。） など
	後遺障害 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	【死亡・後遺障害保険金額】×【約款所定の保険金支払割合（4%～100 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療* 発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺 ます。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額た額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額か 額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障	％）】 遺障害保険金をお支払いします。 を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の 障害*の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いし	
	入 院 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合	【入院保険金日額】×【入院*した日数】 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対して (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支 保険金を重ねてはお支払いしません。	は保険金をお支払いしません。 払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院	
	手 術 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	① 入院*中に受けた手術*の場合…【入院保険金日額】×10 ② ①以外の手術の場合 ……………【入院保険金日額】×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づ の算式によります。	くケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①	
	通 院 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等の ケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の 指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数 について通院したものとみなします。	【通院保険金日額】×【通院*した日数】 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対して は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支 保険金を重ねてはお支払いしません。	は保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数 支払いしません。 払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院	
携行品損害 保 険 金		保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品*）に損害が発生した場合。 （*）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	【損害の額】－【免責金額*】（1回の事故につき3,000円） (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の 損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要 は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。 船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は つき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となり は、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外 が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確	場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損） 再調達価額を損害の額とします。 ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車 含まれません。）もしくは小切手については1回の事故に ます。ただし、保険期間が1年を超える保険契約において の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複 認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族*の故意による損害 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剝がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任
保險金

●賠償責任条項の一部変更に関する特約セット

次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合

- ① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(※1)を壊したりしたこと。
- ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※2)を運行不能^(※3)にさせたこと。
- ③ 補償対象受託物^(※4)の損壊、紛失または盗難^(※5)（住宅^(※6)内保管中または一時的に住宅^(※6)外で管理している間に限ります。）
ア、住宅^(※7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(※1) 情報機器等に記録された情報を含みます。

(※2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行

乗用具をいいます。

(※3) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。

(※4)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。

(※5) 上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^(※4)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

(＊6) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。

(※7) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア、からオ、までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の６親等内の血族、配偶者*および３親等内の姻族に限りま）を被保険者とします。

ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（６親等内の血族および３親等内の姻族）、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

〔被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額〕＋〔判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金〕－〔被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額〕－〔免責金額※（０円）〕

(注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。

(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

(注4) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」
①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

育英費用
保險金

扶養者*が、保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合

[育英費用保険金額の全額]

(注1) 育児費用を補償する保険を複数(引)受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育児費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

＜「保険金をお支払いする場合」①～③に共通の事由＞

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害
- 被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任
- 自動車等[※]の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任

など

＜「保険金をお支払いする場合」①、②に適用される事由＞

- 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任

など

＜「保険金をお支払いする場合」③に適用される事由＞

- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害
- 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転^①または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害
- 公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による補償対象受託物の損害
- 補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発
- 偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害
- 自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害
- 引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任
- 補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）
- 通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任
- 別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害

など

- 保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※

- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
- 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等の使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
- 戦争、その他の変乱[※]・暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。)
- 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎

など

補償対象外となるもの

傷害保険金 を補償する場合

補償対象外となる運動等

山岳登はん^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
- (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。
- (※3) 職務として操縦する場合は含みません。
- (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

賠償責任保険金 (賠償責任条項の一部変更に関する特約セット) を補償する場合

補償対象外となる主な「受託物」

通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門・塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

携行品損害補償特約をセットする場合

補償対象外となる主な「携行品」

株券・有価証券・印紙・切手(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)、設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、義歯、義肢、動物、植物、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。)

など

- 生徒総合補償S型・A型・B型には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ^{*}の場合も、傷害保険金・育英費用保険金をお支払いします。
- 生徒総合補償S型・A型・B型には、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ^{*}に含め、保険金をお支払いします。
- 生徒総合補償S型・A型・B型・C型には、熱中症危険補償特約がセットされているため、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。(テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (学生・こども総合保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

●被保険者としてご加入いただける方	岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒、かつ、保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学等手続を終えた方を含みます。) ^(※) に限りします。
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校(中等教育学校の後期課程含む) ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校 ⑨専門職大学 ⑩専門職短期大学 ただし、⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。
●扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること(被保険者が成年である場合を除きます。) ②被保険者と同居していること(下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。) ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外 賠償責任保険金 加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方(本人) ①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。)を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。 (注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

- (※)1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
- 2. 入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は5～9ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
5～9ページをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
6・8・9ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

5～9ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、2025年4月23日午前0時から2028年3月31日午後4時までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネットお手続き画面の保険期間欄にてご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、ネットお手続き画面の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

22ページをご参照ください。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込がない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明（学生・子ども総合保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は岡山県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネットお手続き画面に入力された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネットお手続き画面の入力内容を必ずご確認ください。
- 【告知事項】
 - ①被保険者の「職業・職務」
 - ②他の保険契約等^(*)に関する情報
 - (※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- 【通知事項】
 - ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲	下記以外の職業
ご契約の引受範囲外	オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - ①学校の種類の変更
 - ②扶養の有無または扶養者の変更

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネットお手続き画面の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	死 亡 保 険 金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(※)保険契約　その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注) 1 契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約
②	学生・子ども総合保険 育英費用条項	GK ケガの保険 育英費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、22ページ記載の方法により払込みください。22ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

6・8・9ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、22ページ記載の方法により払込みください。22ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

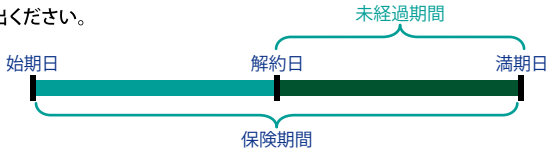
6 失効について

- ご加入後に、被保険者^(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
＜育英費用条項について＞
ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
 - ①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
 - ②被保険者^(*)が独立して生計を営むようになられた場合
 - ③被保険者^(*)が特定の個人により扶養されなくなった場合(※)傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

14ページをご参照ください。

ご注意ください 必ずお読みください

1. この保険は岡山県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者がとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
2. お申込人となれる方は岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒（入学等手続を終えた方を含みます。）の保護者に限ります。この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒の方（入学等手続を終えた方を含みます。）です。
- （注）入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める手続を完了した方をいいます。
3. この制度で扶養者となれる方は原則として被保険者の親権者（被保険者が成年である場合を除きます。）で、かつ、被保険者と同居し（被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。）、被保険者の属する世帯の生計を維持している方とします。
4. ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
5. この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）引受割合 54% 東京海上日動火災保険株式会社 引受割合 44% Chubb損害保険株式会社 引受割合 2%
6. 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
7. お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
- 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
8. **保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡**
- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
9. 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- ＜示談交渉サービス＞
- 日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- ＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
10. **保険金支払いの履行期**
- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（※1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（※2）を終えて保険金をお支払いします。（※3）
- （※1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時に提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- （※2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （※3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
11. **保険金のご請求時に提出いただく書類**
- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、車故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
12. **代理請求人について**
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※）」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
- 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事柄がある場合
- 「上記①以外の配偶者（※）」または「上記②以外の3親等内の親族」
- （※）法律上の配偶者に限ります。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）、この保険契約以外の商品・サービスのご案内、ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスののご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) または引受保険会社のホームページをご覧ください。

生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
学生・子ども総合保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

年中無休24時間対応

- ◆ **健康・医療相談** (医師相談は一部予約制)
- ◆ **医療機関総合情報提供**
- ◆ **診断サポートサービス** (各種人間ドック機関紹介等)
- ◆ **三大疾病セカンドオピニオン情報提供**
- ◆ **女性医師情報提供、女性医師相談** (医師相談は一部予約制)

暮らしの相談

平日14:00~17:00

- ◆ 暮らしのトラブル相談(法律相談)
◆ 暮らしの税務相談 弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

介護

年中無休24時間対応

- ◆ 介護に関する情報提供
- ◆ 介護に関する悩み相談
- ◆ 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00

- ◆ 子育て相談（12才以下）
- ◆ 暮らしの情報提供（冠婚葬祭、ボランティア情報）
- ◆ 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

認知症・行方不明時の対応相談

- ◆ 認知症に関する情報提供と悩み相談
- ◆ 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL : https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

- サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
- 平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。
- お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

	用 語	説 明
あ	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
か	ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
	競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (※)いずれもそのための練習を含みます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(※) を含みます。ただし、C 型の場合、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒 (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ●長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ●長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等 ^(※) の固定具を装着した場合に限ります。 ●肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
	後遺障害	治療 ^(※) の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(※) を除きます。
さ	誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 ^(※) を運転することをいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 ^(※) に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療 ^(※) を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

	用 語	説 明
あ	重度後遺障害	後遺障害 ^(※) のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
	乗用具	自動車等 ^(※) 、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者 ^(※) および3親等内の姻族をいいます。
さ	先進医療	手術 ^(※) を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
	その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	治療	医師 ^(※) が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 ^(※) を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
な	入院	自宅等での治療 ^(※) が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 ^(※) の管理下において治療に専念することをいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
は	扶養者	被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
	保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険年度	保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とといいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…とといいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
ま	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。



申込締切日・保険期間

申込
締切日

2025年4月20日(日) 午後11時59分

保険期間

2025年4月23日 午前0時から 2028年3月31日 午後4時まで



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問ひ合わせください。

- 1 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) | ☐ 保険金額(ご契約金額) |
| ☐ 保険期間(保険のご契約期間) | ☐ 保険料・保険料払込方法 |

- 2 ネットお手続き画面への入力の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、ネットお手続き画面に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。
入力の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは入力をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ☐ ネットお手続き画面の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。
※ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ☐ ネットお手続き画面の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご入力いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ☐ ネットお手続き画面の「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか？
※ご加入いただく保険商品のネットお手続き画面によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

お問い合わせ

◆操作方法等、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

代理店・扱者：三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 岡山支店
086-221-2576

お手続きにあたって

- ◆商品内容の詳細は、本パンフレットに記載しております。お手元にご用意のうえ、お手続きをしてください。
- ◆告知事項に該当するなど、スマホでのお手続きをご利用いただけない場合はお問い合わせ先までご照会ください。
- ◆60分以上画面操作をしない状態が続くとタイムアウトになります。その場合は、もう一度最初からお手続きをお願いします。
- ◆ブラウザの「戻る」はご利用になれません。画面上の「戻る」ボタンをご利用ください。

ご利用条件

- 利用時間 7:00~26:30
 - 推奨環境 iOS: iOS7,8用Safari
Android 4.4: Google Chrome/ Android 4.4搭載の標準ブラウザ
- ※パケット通信料はお客さまのご負担となります。



お申込み手順【個人情報の取扱いについて】に同意のうえお申込みください



スマホから 詳しくは19~22ページをご参照ください

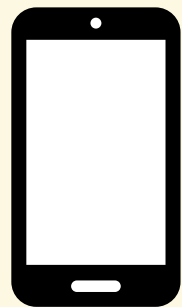
- 1 スマホまたはタブレットよりアクセス
QRを読み込み、必要事項をご入力ください。
- 2 お申込手続き
加入内容をご確認いただき、お手続きを完了ください。
※お手続きを完了後、ご指定のアドレスへ完了メールが届きます。
- 3 保険料のお支払い
払込み期日までに22ページに記載の銀行口座へ保険料をお支払いください。
- 4 お手続き完了
加入者証は補償期間終了まで大切に保管ください。
- 5 加入者証の送付
加入者証のお届けは令和7年6月下旬頃の予定です。



お手続きの流れ

※画面は全てイメージです

1 まずはスマホでお手続き画面にアクセス！



スマホでこちらのQRコードからアクセスしてください。



※QRコードの読み取りには、QRコードリーダーアプリのダウンロードが必要な場合があります。

2 アクセスコードを入力



アクセスコード **okapta2025** を入力

3 新規手続きへGO！



4 被保険者情報の入力



学生・生徒等の情報を入力してください。

被保険者である学生・生徒の情報を下記の入力例の通りに学校名略称、姓、名を全てカタカナで入力してください。

入力例

岡山朝日高校に通う、ミツイ ハナコさんの場合

アサヒ ミツイ ハナコ

←各学校の略称

各学校の略称は下の一覧表を参照してください。
学校名略称、姓、名の間にはスペースを入れてください。

各学校の略称 一覧表

学校名	略称
岡山朝日	アサヒ
岡山操山	ソウザン
岡山操山中学	ソウザンチュウ
岡山大安寺中学後期	ダイアンジコウキ
岡山大安寺中学前期	ダイアンジゼンキ
岡山芳泉	ホウセン
岡山一宮	イチノミヤ
岡山工業	オカコウ
東岡山工業	トウコウ
岡山東商業	ヒガシショウ
岡山南	ミナミ
高松農業	タカノウ
岡山城東	ジョウトウ
関西	カンゼイ
岡山商大附属	ショウダイ
明誠学院	メイセイ
創志学園	ソウシ
岡山	オカヤマ
西大寺	サイダイジ
邑久	オク
備前緑陽	ビゼン
和気閑谷	ワケ
瀬戸	セト
瀬戸南	セトミナミ

学校名	略称
岡山御津	ミツ
興陽	コウヨウ
玉野	タマノ
倉敷鷺羽	ワシュウ
玉野光南	コウナン
市立玉野商工	ショウコウ
市立倉敷翔南	ショウナン
倉敷青陵	セイリョウ
倉敷天城	アマキ
倉敷天城中学	アマキチュウ
倉敷南	クラシキミナミ
倉敷古城池	コジョウイケ
倉敷中央	クラチュウ
倉敷工業	クラコウ
水島工業	ミズコウ
倉敷商業	クラショウ
倉敷翠松	スイショウ
倉敷	クラシキ
玉島	タマシマ
玉島商業	タマショウ
鴨方	カモガタ
笠岡	カサオカ
笠岡工業	カサコウ
笠岡商業	カサショウ

学校名	略称
井原	イバラ
矢掛	ヤカゲ
金光学園中学	コンコウ
興譲館	コウジョウカン
総社	ソウジャ
高梁	タカハシ
高梁城南	ジョウナン
新見	ニイミ
総社南	ジャミナミ
方谷學舎(旧・高梁日新)	ホウコク
共生	キョウセイ
津山	ツヤマ
津山中学	ツヤマチュウ
津山工業	ツヤマコウ
津山商業	ツヤマショウ
津山東	ツヤマヒガシ
真庭	マニワ
勝山	カツヤマ
勝山(蒜山校地)	カツヤマヒルゼン
林野	ハヤシノ
勝間田	カツマダ
岡山県美作	ミマサカ

5 補償内容の選択

岡山県高等学校PTA連合会学生こども総合保険

前回ログイン日時 06/25 20:35 画面番号:****

ログインID ABCDF0123 パスワード変更

パンフレットをご覧いただき、ご希望のコースをお選びください。

ミットモ タロウさま
(生年月日:昭和56年2月21日 性別:男性)

ご希望の補償内容を選択してください。必須

選択内容を全てクリア

学生・子ども〇〇〇〇〇〇保険

☒ Sセット ☐ Aセット ☐ Bセット

保険料 45,000円 36,000円 24,000円

☐ Cセット

保険料 18,000円

申込人情報等の入力へ進む

本パンフレットの3ページ～4ページをご覧ください、ご希望のセットを選択ください。

重要事項のご説明をご確認いただき、申込人(ご本人)情報を入力してください。

【ご注意事項】

以下に該当する場合は、スマートフォンでのお手続きをご利用いただくことができません。
P17「お問い合わせ」先までご照会ください。
○「他の保険加入状況に関する告知」に“あり”
○「保険金請求歴に関するご確認」に“あり”
とご回答の場合

7 ログインID・パスワードの入力

ご希望のログインID・パスワードを入力してください。

ログインID・パスワードの登録

今回ご登録いただいた情報を変更する際には、ログインIDとパスワードが必要となります。ご希望のログインIDとパスワードを入力してください。

ご希望のログインID 必須

英数(6桁以上20桁以下)でご指定ください。

ご希望のパスワード 必須

英数混在(6桁以上20桁以下)でご指定ください。

確認のため、もう一度入力してください。

入力内容の確認へ進む

8 入力内容を確認して確定

ご加入内容をご確認いただき、お手続きを完了ください。

岡山県高等学校PTA連合会学生こども総合保険

申込人の情報

お名前
ご住所
連絡先電話番号
メールアドレス
希望ログインID
パスワード

扶養者の情報

お名前
生年月日
性別
住所
扶養者(学生・生徒)との関係

補償内容 (S, A, B, C) の基本情報

お名前
生年月日
性別
住所

加入内容

学生・子どもプラン
Aセット
Bセット
Cセット
合計保険料 (1,500円)

他の保険加入状況に関する告知

扶養者との関係

保険金請求歴に関するご確認

保険金請求歴

上記を確認して
入力内容を確定する

6 申込人・扶養者・被保険者情報の入力

岡山県高等学校PTA連合会学生こども総合保険

前回ログイン日時 06/25 20:35 画面番号:****

ログインID ABCDF0123 パスワード変更

借家人賠償責任を補償する場合の対象となる借用戸室は被保険者が居住している借用戸室となります。

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分に確認のうえご回答(入力)ください。

申込人の情報

申込人の情報を入力してください。

被保険者である学生本人が申込手続きをされる場合は、学生ご本人の情報を入力してください。

申込人のお名前(カナ) 必須

カナで入力してください。
姓と名の間にスペースを入れてください。

例) ミットモ ハナコ

入力内容の確認へ進む

◆申込人の情報

本手順のお申込を行う方(保護者等)の情報を入力してください。(被保険者である学生本人が申込手続きをされる場合は、学生ご本人の情報を入力してください。)

◆扶養者の情報

被保険者である学生・生徒の扶養者となる方の情報を入力してください。

◆被保険者(学生・生徒等)の情報

被保険者である学生・生徒の情報を入力してください。

9 手続き完了メールをお送りします

お申込みを承りました。
ありがとうございました。

(1)手続き完了メールのご確認
ご指定のメールアドレスへ手続き完了メールを送信しましたので、メールが届いたことをご確認ください。メールが届かない場合は、お手数ですがお問い合わせ先までご連絡ください。

ご指定のメールアドレスに手続き完了メールをお送りします。

⑨ 手続き完了メールのドメインは「@ms-ins.com」で送信されます。迷惑メール設定の解除、または受信許可設定をしていただくようお願いいたします。

お手続き内容の変更・取消

トップページの [手続き内容の変更・取消はこちら](#) を選択します。

ログイン画面で新規手続き時に指定した「ログインID」「パスワード」を入力してください。

保険料のお支払いについて

団体が指定する銀行口座へ保険料をお振込みしてください。

ゆうちょ銀行 一三九支店
当座 10792 岡山県高等学校 PTA 連合会

払込期日 **4月20日(日)**

※振込人名は、お申込手続き時に入力いただいた**申込人のお名前**と必ず同一としてください。

※恐れ入りますが振込手数料はご負担をお願いいたします。